

お客さま各位

個人番号利用目的の変更のお知らせ

平成 29 年 7 月
株式会社東日本銀行

株式会社東日本銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番（平成 27 年 9 月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、預貯金口座を個人番号と紐付けることをいいます。）が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

改定前	改定後
<p>2. 個人番号の利用目的</p> <p>(1) 当行は、お客さま等の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号については、法で認められている利用目的以外では利用しません。</p> <p>(2) 当行における個人番号の利用目的は以下のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務2. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務3. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務4. 信託取引に関する法定書類作成事務5. 金地金等取引に関する法定書類作成事務6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務7. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務8. 報酬・料金等の支払いに関する法定書類作成事務9. 配当、剰余金の分配及び預金利息の支払調書作成事務10. 不動産の使用料等の支払調書作成事務11. 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務12. その他、法令等により個人番号の記載が必要な法定書類作成事務	<p>2. 個人番号の利用目的</p> <p>(1) 当行は、お客さま等の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。個人番号については、法で認められている利用目的以外では利用しません。</p> <p>(2) 当行における個人番号の利用目的は以下のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none">① 金融商品取引に関する法定書類作成事務② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務④ 信託取引に関する法定書類作成事務⑤ 金地金等取引に関する法定書類作成事務⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務⑦ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務⑧ 報酬・料金等の支払いに関する法定書類作成事務⑨ 配当、剰余金の分配及び預金利息の支払調書作成事務⑩ 不動産の使用料等の支払調書作成事務⑪ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務⑫ <u>預貯金口座付番に関する事務</u>⑬ その他法令等により個人番号の記載が必要な法定書類作成事務

以上